福井市子ども会育成連合会　育成指導者地区研修費交付要綱

１（目的）

この要綱は福井市子ども会育成連合会の会員地区の指導者および育成者の資質の向上を図るため、指導者・育成者研修活動を実施する地区に対して育成指導者地区研修費を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

２（交付の対象とする研修活動）

この要綱に定める交付の対象とする研修活動は、各地区子ども会育成者等の指導力の向上を目的にブロック内で実施する意見交換会・研修会等とする。

３（交付金の額）

育成指導者地区研修費の額は、ブロックにつき年間２万円（事業費が２万円を超えない場合はその額（千円未満の端数は切り捨て））を上限とする。

４（交付の申請）

育成指導者地区研修費の交付を受けようとするブロック長は、研修活動等実施の１ヶ月以前に、別に定める育成指導者地区研修費交付申請書により福井市子ども会育成連合会会長（以下「会長」という。）に申請しなければならない。

５（終了報告）

ブロック長は、研修活動等を終了した場合、終了後１ヶ月以内に、別に定める育成指導者地区研修終了報告書により会長に報告しなければならない。

６（地区研修費の交付）

会長は、上記の報告書を受理し、内容審査の結果支障がない場合は、交付決定した額の地区研修費を交付するものとする。

令和　　年　　月　　日

福井市子ども会育成連合会　会長　殿

ブロック

ブロック長　　　　　　　　　㊞

育成指導者地区研修費交付申請書

　下記の育成指導者研修活動について、育成指導者地区研修費の交付を受けたいので関係書類（企画書・案内文等）を添えて申請します。

記

研修活動の名称

実施予定日時　　　　令和　　 年　 　月　 　日

参加予定人数　　　　　　　　　　　 　 人

事業費（予定）　　　 　円

交付申請額　　　　　　　　　　　　　　円

令和　　年　　月　　日

　福井市子ども会育成連合会　会長　殿

　ブロック

ブロック長　　　　　　　　　㊞

育成指導者地区研修終了報告書

　令和　　年　　月　　日付、育成指導者地区研修費交付申請書に基づく研修活動が終了したので、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

研修活動の名称

実施日時　　　　　　令和　　 年　　月　　日

参加人数　　　　　　　　　 　　　　　人

事業費　　　　　　　　　　　　　　　 円

交付の額　　　　　　　　　　　　　　 円

（別紙）※活動案内文（事業報告書）など実施内容が分かるものを添付してください。

　研修活動の内容(写真等)

　事業費内訳

　　　（例）

　　　会場費

　　　講師謝礼

　　　お茶代等

　　　資料印刷代

　　　その他